

新生児聴覚検査助成の償還払い制度（払い戻し）について

～屋久島町が契約していない医療機関で新生児聴覚検査を受けられる場合～

屋久島町に住民票があり、県外等に里帰りされる方で、屋久島町と契約をしていない医療機関等で新生児聴覚検査を受けられる方は、下記の手続きで検査費用の一部が助成（払い戻し）されます。



【助成額】

初回検査 3,000 円、確認検査 3,000 円（差額は自己負担）

★検査から償還払い申請までの流れ★

- ① 検査をする医療機関に依頼の手紙と新生児聴覚検査受診票を提出する。
- ② 新生児聴覚検査を受ける。健診費用を医療機関に支払う。
- ③ 領収書及び診療明細書と新生児聴覚検査受診票（屋久島町の発行した新生児聴覚検査受診票に検査を受けた医療機関の医師が検査結果を記入したもの）を受け取る。
- ④ 検査後 1 年以内に以下のものを持参のうえ、屋久島町健康増進課へ申請する。（同一世帯員による申請も可能ですが、本人以外の口座へ振込み希望の場合は委任状が必要です。）
- ⑤ 審査後、後日「決定通知書」が送付され、振込口座に検査費用が振り込まれます。手続きから振り込みまで約 1 ヶ月かかります。

	申請に必要なもの	備考
1	屋久島町新生児聴覚検査費 助成申請書	印漏れのないよう注意。
2	屋久島町新生児聴覚検査 助成金請求書	本人以外の口座へ振込み希望の場合は委任状が必要
3	<u>新生児聴覚検査受診票</u> ※2枚複写のうち、1枚目のピンク の受診票（A票）	※新生児聴覚検査受診票に医師が検査結果を記載したもの （担当医師等の捺印が必要） ※文書料がかかる場合もありますが、自己負担になります。
4	検査をした医療機関の <u>領収書</u> 及び <u>診療明細書</u>	
5	振込先の通帳帳	振込先の金融機関名・口座番号などがわかる通帳の写し
6	母子手帳	「検査の記録」の写し
7	印鑑	シャチハタ不可

★問い合わせ先は・・・屋久島町 福祉支援課 子育て支援係

☎0997-43-5900

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田849番地 20